

対象：非住宅

とっとり 匠の技

活用リモデル事業

建築物を伝統技術により改修される方で
一定の要件を満たす場合に改修費用の一部を助成します。

主な要件

(詳しくは裏面をご覧ください)

- 一 県内に主たる事務所を有する業者に所属する、又は個人である一級又は二級の技能士が行う十万円以上の改修工事(技能士の指導の下での改修工事を含む)であること
- 一 県内の建築物等(建築物又は塀)で、「改修部分の床面積が七平方メートル以上の内部改修工事」又は「外部改修工事」であること
- 一 伝統技術のうち、「建築大工」・「左官」・「建具製作」・「畳製作」・「かわらぶき」のいずれか二つ以上を活用すること(一定の要件があります)



最高50万円を助成します

鳥取県
Tottori Prefecture

とっとり匠の技

令和7年度

活用リモデル事業について

鳥取県で長年培われてきた建築大工、左官建具、畳又は瓦職人による地域建築技能を活用して建築物等の改修を行うものに対して、一定の条件を満たす場合、その改修に係る経費の一部を助成します。※新築及び増築工事は対象になりません。

※受付件数には限りがありますので、あらかじめご了承ください。

●対象となる建物

既存の建築物(住宅を除く)、これに付属する塀
住宅に付属する土蔵
※こて絵については住宅を含む全ての建築物が対象

●対象となる工事

県内に主たる事務所を有する業者に所属する技能士が施工する又は技能士の指導の下で行われる10万円以上の工事

●助成要件・基準額

次の表の地域建築技能のうち、いずれか2種類以上(ただし、施工面積が各要件の2倍以上であれば1種類で可。)を施工した場合に、基準額の2分の1を補助 《最大50万円》

●地域建築技能の種類ごとの要件及び基準額

1 区分	2 地域建築技能の種類	3 要件	4 基準額
内部改修工事 (改修部分の面積が7m ² 以上であること)	建築大工技能	県産材を使用した7m ² 以上の内装造作	見付面積1㎡当たりに12千円を乗じて得た額
	左官技能	小舞、木摺り又はせっこうラスボード下地の上に7m ² 以上湿式工法	見付面積1㎡当たりに15千円を乗じて得た額
	左官技能 (下地要件なし)	7㎡以上の湿式工法	見付面積1㎡当たりに8千円を乗じて得た額
	建具製作技能	木製建具を見付面積で3m ² 以上	見付面積1㎡当たりに22千円を乗じて得た額
	畳製作技能	畳(置き畳を除く。)を見付面積で7㎡以上	見付面積1㎡当たりに6千円を乗じて得た額
外部改修工事	建築大工技能	県産材を使用して、外壁の下見板張りを見付面積で7m ² 以上	見付面積1㎡当たりに14千円を乗じて得た額
	左官技能 (外壁)	小舞、木摺り又はせっこうラスボード下地の上に湿式工法により外壁を7m ² 以上	見付面積1㎡当たりに15千円を乗じて得た額
	左官技能 (下地要件なし)	外壁を湿式工法で7㎡以上	見付面積1㎡当たりに6千円を乗じて得た額
	左官技能(塀)	湿式工法によりブロック塀等を見付面積で7m ² 以上	見付面積1㎡当たりに13千円を乗じて得た額
	左官技能 (なまこ壁)	湿式工法によりなまこ壁を見付面積で7m ² 以上	見付面積1㎡当たりに30千円を乗じて得た額
	左官技能 (こて絵)	湿式工法によりこて絵を見付面積で0.1m ² 以上	見付面積1㎡当たりに200千円を乗じて得た額
	かわらぶき技能	瓦をガイドライン工法に基づいて見付面積で7㎡以上	見付面積1㎡当たりに11千円を乗じて得た額

●お問い合わせ・申請窓口

鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地

TEL 0857-26-7398 / FAX 0857-26-8113

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/220200.htm>

※「とっとり匠の技」活用リモデル事業の詳細、要綱、様式は上記の県庁住宅政策課のホームページからダウンロードできます。(QRコードでもご利用いただけます。)

●申請手続きの流れ

交付申請書の提出

着工前に下記申請窓口へ

書類審査

交付決定通知

着工

必要に応じて現地確認を行います

完成

工事完成は採択翌年度の1月31日まで

実績報告書の提出

必要に応じて現地確認を行います。

書類審査

必要に応じて現地確認を行います

補助金額の確定通知 補助金の支払

●申込期間・申し込み方法

改修工事は令和7年度に着工し、令和9年1月31日までに完成する必要があります。

申し込みは申請書に必要書類を添付して申請窓口へ提出して下さい。申請期限は令和8年3月10日までです。その他詳しくはHPをご覧ください。

